

[令和 5 年 2 月 1 0 日 火力部会資料]

4 地 環 第 8 7 号
令 和 5 年 2 月 3 日

経済産業大臣 西村 康稔 様

長崎県知事 大石 賢吾
(公 印 省 略)

「 GENESIS 松島計画 環境影響評価方法書 」に対する知事意見について

環境影響評価法第 6 条第 1 項の規定により、令和 4 年 8 月 30 日付で下記事業者から送付のあった標記方法書について、環境影響評価法第 10 条第 1 項及び電気事業法第 46 条の 7 第 1 項の規定に基づき、環境の保全の見地から別紙のとおり意見を述べます。

記

(方法書実施事業者) 電源開発株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 渡部 肇史

「GENESIS松島計画 環境影響評価方法書」 に対する知事意見

本事業は、電源開発株式会社が長崎県西海市大瀬戸町松島内郷 2573-3 において、既存の石炭火力発電所に約 18 万 kW の発電設備の設置に伴う火力発電所の変更工事の事業を計画しているものである。

下記の措置を適切に講じることにより、環境への負荷をできるだけ低減するよう環境影響評価を行うとともに、その経緯及び内容について環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）以降の図書に適切に記載すること。

記

1. 全体的事項

- (1) 環境影響評価の実施にあたっては、環境影響評価法その他関係法令等に基づき、適切に行うこと。
- (2) 本事業に対し、環境の保全の見地より多数の懸念の声が寄せられている。一方で、説明時などに専門用語が多用されていることから、寄せられた懸念の声に対し、より分かりやすく示した動画などのホームページへの掲載等を検討するとともに、適宜住民等への十分な説明を行うこと。
- (3) 生活環境及び自然環境への影響については、施設の所在地及びその周辺の地域特性を正確に把握したうえで、十分な調査に基づく予測及び評価を行い、その結果については、住民及び関係機関等へ正確かつ分かりやすく説明すること。
- (4) 事業の進捗状況については、常に地元住民及び関係機関等へ丁寧に説明し、疑問や要望に対しては誠実に対応したうえで、その段階ごとに理解を得ること。
- (5) 環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）及びその要約書における不適切な表現、記述の誤り、不足等については、表記方法を再度検討するとともに、準備書以降の図書において、訂正、追加して記載すること。

2. 個別事項

- (1) 事業実施計画等
 - ・ アジア諸国では今後も火力発電所の稼働が続くとされているため、二酸化炭素の分離・回収、有効利用および貯留の早期実現に努めること。

(2) 温室効果ガス等

- 地球温暖化対策に係る国内外の動向を踏まえ所要の検討を行い、施設の稼働時に排出される二酸化炭素の量について、現時点での計画に基づいた詳細な調査、予測及び評価を行うこと。
- また、排出される二酸化炭素の削減に最大限取り組むとともに、その削減量について適切に説明すること。なお、二酸化炭素の排出削減について、今後さらなる削減量の増大につながる技術的な進展、見込みについては適宜情報収集及び提供に努めること。

(3) 汚染物質等

- 窒素酸化物発生を抑制する燃焼技術の導入について検討すること。
- 施設の稼働時に排出される物質（硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、石炭粉じん等、重金属等）について、現時点での計画に基づいた詳細な調査、予測及び評価を行うこと。
- 昨今の気候変動の観点から、光化学オキシダントの発生抑制は益々重要であるため、施設の稼働による評価項目として選定を検討し、可能な限り詳細な調査、予測及び評価するよう努めること。

(4) 水環境への配慮

- 対象事業実施区域の地先には共同漁業権が設定されており、各種漁業が営まれていることから、冷却水の取水及び一般排水、工事中の排水等による漁業への影響が懸念されるため、事業実施にあたっては関係機関等と十分協議を行うこと。

(5) 土地利用への配慮

- 対象事業実施区域内には地域森林計画対象民有林が存在するため、土地の形質の変更を行う場合は、林地開発許可の申請手続き等について関係機関等へ事前に相談すること。

(6) 動植物への配慮

- 対象事業実施区域については、かつて島であった部分を含むことを踏まえると、島嶼部の生物相の観点からこの地域の生物の特性を把握する必要があるため、長崎県での研究例等を引用し、重要な種の選定を検討すること。
- 方法書に記載されている動植物の調査に係る対象範囲、調査地点等が不足していることも考えられるため、地元の専門家等の意見などを参考とし、地域特性を考慮したうえで適切な調査方法を再度検討するとともに、適宜調査結果を示すこと。
- 対象事業実施区域内にて伐採造成を行う場合には、環境負荷を回避又は極力低減するよう検討するとともに、適切に説明すること。

(7) 景観への配慮

- 事業実施に伴う景観の変化により人と自然との触れ合いの活動の頻度や性質も大きく影響を受けることが想定されるため、景観とともに自然との触れ合いの活動の場についても評価項目として選定し、その影響について調査、予測及び評価するよう検討すること。
- 建築物又は工作物を増築する場合には適切に届出を行うこと。

(8) その他

- 最終処分場跡地での工事が想定される場合には関係機関等へ事前に相談すること。
- 事業実施にあたり防災の観点から宅地造成の基準を満たすよう検討すること。
- 電気事業法第2条第1項第18号に規定する施設以外を目的とする整備を行う場合は、都市計画法第29条の許可が必要であるか事前に相談すること。